

## 「過去帳」分析システムを用いた史料吟味

川口 洋 上原 邦彦 日置 慎治  
帝塚山大学 経営情報学部

本稿では、「過去帳」分析システムを構築して、子供の被葬者に付けられた戒名について吟味した。「過去帳」分析システムは、「過去帳」データベース、「過去帳」分析プログラム、および検索利用マニュアルから構成されている。同システムには、約2万7千人の被葬者が登録されており、39項目の人口学的指標をグラフ表示することができる。武蔵国多摩郡下9ヶ寺の寺院「過去帳」を検討した結果、流産や死産についても死亡届の提出を東京都が義務付けた明治13(1880)年7月の死亡届並埋葬證規則の施行にともない、流産児や死産児などに戒名の位号を付けて「過去帳」に記録する習慣が定着していったという作業仮説を提案した。

### Posthumous names for child deaths in Japanese Buddhist temple death registers

Hiroshi Kawaguchi Kunihiko Uehara Shinji Hioki  
Faculty of Business Administration  
Tezukayama University

We have constructed a database system for analyzing the Japanese Buddhist temple death registers which are called *Kako-Cho* (KC). The system is composed of the database of the KC data, programs for outputting the statistics of mortality and the manual for the user. The URL of this system is <http://kawaguchi.tezukayama-u.ac.jp>. With this system, we have investigated the posthumous name for child deaths in nine KC data in Tama County, Musashi Province. We propose a hypothesis that miscarried babies and stillborn babies were recorded with posthumous names in KC data after the Tokyo Metropolis put under an obligation to send in a notice of their deaths in 1880.

### 1. はじめに

武蔵国多摩郡では、牛痘種痘法が1850年初頭に導入され、1860年代初頭には平野部に普及したと推定される[1]。筆者は、牛痘種痘法の普及が進んだ多摩郡などの地域では、天然痘による子供の死亡数が1860年代から減少したという作業仮説を提案した[2]。本研究では、この作業仮説を補強するため、18~19世紀の多摩郡における子供の死亡数を寺院「過去帳」から復原することを目指している。

従来の研究によれば、普通死亡率の低下と普通出生率の低下を両側面とするわが国における人口転換は、1920年代から本格化したと考えられている[3]。多産多死の伝統社会から少産少死の近代社会への移行、すなわち人口転換の開始時期は、第一次世界大戦後と推定されている。こういった推論の根拠となったのは、明治中期から整備されていった人口統計資料であった。先に述べた仮説を証明することができれば、わが国の人団転換に関する定説は根底から再検討の必要に迫られる。

本稿では、その第1段階として、寺院「過去帳」の記録内容を分析する「過去帳」分析システムを構築するとともに、寺院「過去帳」に記録されている子供の被葬者に関する理解を深めることを直接の目的とする。

天然痘に罹患する可能性が極めて高いのは、15歳未満の子供である。寺院「過去帳」に記録されている子供の被葬者から、天然痘に罹患することの稀な流産・死産・周産期死亡・新生児死亡を除外することができれば、寺院「過去帳」を用いて牛痘種痘法の普及とともにう子供の死亡数の変化を復原する可能性が拓かれる。

### 2. 寺院「過去帳」の記録内容

寺院「過去帳」は、近代移行期の人口現象を復原するうえで、「宗門改帳（しゅうもんあらためちょう）」と並ぶ基礎的史料である。「宗門改帳」の作成は明治3(1870)年で終了するのに対して、寺院「過去帳」は幕末維新期を挟んで死亡者を記録し続けている点で貴重である。

武蔵国多摩郡で調査した禅宗系宗派 9 寺院の「過去帳」には、被葬者を①死亡日順に記録した「日繰り」、②死亡年月日順に記録した「年繰り」、③家族（世帯）ごとに記録した史料の 3 種類が確認できる。次に示す図 1 は、②の「年繰り」方式による寺院「過去帳」の書式例である。

図 1 武蔵国多摩郡千ヶ瀬村 D 寺「過去帳」

原則として寺院「過去帳」には、被葬者の戒名、俗名（喪主との続き柄）、および死亡年月日が必ず記録されている（図 1）。なかには、被葬者の死亡年齢、居住地の小字名、死因、死亡地、出身地、生年月日などが詳細に説明されている「過去帳」も確認できる。

寺院「過去帳」を整理すると、死亡数のほかにも、死亡性比、季節別死亡数、年齢階層別死亡数などの死亡構造にかかる人口学的指標を求めることができる。

### 3. システム構築の意義

近年著しい展開をみせている歴史人口学の分野では、「宗門改帳」の分析事例は急増しているが、「過去帳」を用いた研究は 1980 年代以降、逆に減少している。その要因として、①史料整理に膨大な作業量が必要である、

②史料収集が至難である、③史料的性格が未解明であるといった点があげられる。

本研究で構築中の「過去帳」分析システムは、①に関して史料読解から人口学的指標の算出に至る研究過程の短縮を図るだけでなく、研究過程の再現性を確保するとともに、文字データとして史料の保存を図り、研究者間ににおける史料と分析方法の共有を目指している。

②についても、本システムに史料を蓄積する作業は、禅宗系宗派の理解のもとに、今後とも順調に進展すると思われる。

③に関して、「過去帳」の記録内容を分析するには、史料の作成年代や作成者などを特定する書誌学的検討、寺檀関係の解明、および「宗門改帳」や墓碑銘といった関連史料との比較対照が不可欠である。「過去帳」の史料的性格を十分吟味せずに統計分析の手法を適用することは、絶対に避けるべきである。

「宗門改帳」とは異なり、寺院「過去帳」から檀家の総人口や性別・年齢別人口といった人口分析に不可欠な at risk population を求めることはできない。そのため寺院「過去帳」を用いて子供の死亡数の時系列的变化を復原するには、檀家数や檀家の分布、戒名をつけて葬られた被葬者の性格、ことに流産・死産・周産期死亡児などが戒名を付けて埋葬される習慣が定着した時期などを慎重に吟味する必要がある。

そこで本稿では、「過去帳」分析システムを用いて、子供に付けられた戒名についての理解を深めることを目的とする。

## 4. 「過去帳」分析システムの概要

### 4. 1. 開発環境と構成

現在構築中の「過去帳」分析システムを含む「江戸時代における人口分析システム（DANJURO ver.3.0）」は、HP PROLIANT ML310 をウェップ・サーバ機、HP PROLIANT ML330 をデータベース機として構築されている。WINDOWS 2000 と 2003 を OS、ORACLE Internet Application Server 9.0.2 を Web Server、ORACLE Database 9.2.0 を DBMS として開発、運用されている。

他方、本システムを利用するには、利用者側コンピュータに Microsoft Internet Explore 6.0、Netscape Navigator 7.0 といったブラウザ、および Microsoft Excel 2000

以上を準備する必要がある。

DANJURO ver.3.0 の URL は次に示される。  
<http://kawaguchi.tezukayama-u.ac.jp> 本システムは、「宗門改帳」分析システム、「過去帳」分析システム、古文書文字の認識、研究費・研究成果、および関連サイトへのリンクから構成されている。

入口ページと利用規定に統いて、インデックス・ページが表示される。本システムでは、二重の認証画面を設けることにより、利用登録をした研究者以外の利用を制限している。

「過去帳」分析システムは、「過去帳」データベース、「過去帳」分析プログラム、および検索利用マニュアルから構成されている。

#### 4. 2. 「過去帳」データベース

「過去帳」データベースには、武蔵国多摩郡と美作国真庭郡に立地する禅宗系宗派の 10 カ寺、約 2 万 7 千人の被葬者が登録されている（表 1）。次に示すデータ項目のうち、下線を引いたものが数値データ、それ以外は文字データである。

寺院「過去帳」テーブル…寺院所在地、寺院名、宗教・宗派、史料名、死亡年(西暦)、死亡年月日（旧暦）、死亡年月日（新暦）、戒名、性別、小字名、俗名、死亡年齢、出生年(西暦)、生年月日（旧暦）、生年月日（新暦）、死因、死亡地、出身地。

「過去帳」データベースは、検索条件入力画面、検索結果のブラウジング画面、詳細情報表示画面、download 項目の選択画面、download の実行画面から構成されている。

#### 4. 3. 「過去帳」分析プログラム

「過去帳」分析プログラムを用いて、以下 39 項目の人口学的指標を算出して、利用者側コンピュータにグラフ表示することができる。

表1 「過去帳」データベースに登録されている被葬者

集落名	現在地	寺院名	死亡年	被葬者数(人)
武蔵国多摩郡川崎村	東京都羽村市	A寺	1736-1910	2,608
武蔵国多摩郡下石原宿	東京都調布市	B寺	1579-1910	1,631
武蔵国多摩郡五日市村	東京都あきる野市	C寺	1278-1910	2,542
武蔵国多摩郡千ヶ瀬村	東京都青梅市	D寺	1786-1910	2,207
武蔵国多摩郡打越村	東京都八王子市	E寺	1494-1910	2,045
武蔵国多摩郡羽村	東京都羽村市	F寺	1646-1910	2,413
武蔵国多摩郡日野宿	東京都日野市	G寺	730-1910	4,939
武蔵国多摩郡羽村	東京都羽村市	H寺	1683-1910	2,906
武蔵国多摩郡福島村	東京都昭島市	I寺	1364-1893	2,184
美作国真庭郡新庄村	岡山県真庭郡新庄村	J寺	1653-1910	3,862
合計				27,337

①被葬者数に関する指標…男女別被葬者数、男性被葬者数、女性被葬者数、被葬者の性比、死亡年月日が記録されている被葬者数、死亡年月日が記録されている被葬者の構成比、日別男女別被葬者数、日別男女別死亡指数、日別被葬者の性比。

②年齢別死亡構造に関する指標…戒名の位号の出現頻度、戒名の位号の構成比、死亡年齢と戒名の位号、戒名の位号別被葬者数（子供）、戒名の位号別被葬者数（成人）、戒名の位号別被葬者数（出家など）、年齢階層別被葬者数、子供の被葬者数、成人の被葬者数、年齢階層別被葬者の性比。

③死亡の季節性に関する指標…月別男女別被葬者数、月別男女別死亡指数、月別被葬者の性比、月別年齢階層別被葬者数、月別年齢階層別死亡指数、月別年齢階層別被葬者の性比、季節別男女別被葬者数、季節別被葬者の性比、季節別年齢階層別被葬者数、季節別年齢階層別被葬者の性比。

④死因などに関する指標…死因が記録されている被葬者数、死因が記録されている被葬者数の構成比、死亡地が記録されている被葬者数、死亡地が記録されている被葬者の構成比、出身地が記録されている被葬者数、出身地が記録されている被葬者の構成比、出生年が記録されている被葬者数、出生年が記録されている被葬者の構成比、死亡年齢が記録されている被葬者数、死亡年齢が記録されている被葬者の構成比。

「過去帳」分析プログラムは、人口学的指標選択画面、データ検索画面、データの download 画面から構成されている。利用者側コンピュータに指標をグラフ表示するには、Microsoft Excel のグラフ作成用マクロファイルとデータファイルの両者をダウンロードする必要がある。

## 5. 子供に付けられた戒名の位号

本システムに登録されている戒名の位号は、孩兒、孩兒、孩子、孩女、孩亡、嬰兒、嬰兒、嬰子、嬰女、嬰亡、泡兒、泡女、胎兒、水子、童子、童男、童女、尼童子、禪童尼、善男、善女、優婆夷、法子、禪定門、禪門、禪男、禪定尼、禪尼、信士、信男、信女、信尼、勤仕男、勤仕女、近事男、近事女、居士、大姉、大士、禪者、藏主、藏司、知藏、上座、首座、靈尼、尼上座、尼公、比丘尼、法印、法尼、剃髪尼、大徳、大惠、道心、行者、沙彌、沙彌尼、軒主、庵主、西堂、座元、禪師、和尚と多岐にわたっている。

このうち原則として数え年 15 歳未満の子供に付けられた戒名の位号は、孩兒、孩兒、孩子、孩女、孩亡、嬰兒、嬰兒、嬰子、嬰女、嬰亡、泡兒、泡女、胎兒、水子、童子、童男、童女、尼童子、禪童尼である[5]。

原則として数え年 15 歳以上の俗人に付けられた戒名の位号は、善男、善女、優婆夷、法子、禪定門、禪門、禪男、禪定尼、禪尼、信士、信男、信女、信尼、勤仕男、勤仕女、近事男、近事女、居士、大姉、大士である。

数え年 15 歳以上の出家を含む寺院と深い関係を結んでいた被葬者には、禪者、藏主、藏司、知藏、上座、首座、靈尼、尼上座、尼公、比丘尼、法印、法尼、剃髪尼、大徳、大惠、道心、行者、沙彌、沙彌尼、軒主、庵主、西堂、座元、禪師、和尚といった位号が付けられた。

表2によれば、子供に付けられた位号のうち最も用例が多いのは、童子・童女系の位号である。寺院ごとにみると、童子・童女系の位号の構成比は、75% (H 寺) ~ 98% (I 寺) を占める。孩子・孩女系の位号がこれに

次ぎ、その構成比は 1% (I 寺) ~ 17% (H 寺) である。嬰兒、嬰兒、嬰子、嬰女、嬰亡、泡兒、泡女、胎兒、水子といった位号は用例が少なく、A 寺、B 寺、C 寺、D 寺、E 寺、F 寺、I 寺では、例外的といってよい。このように、位号の付け方には寺院ごとに相当な差異がみられる。

寺院「過去帳」調査に御協力いただいた 9 カ寺の住職は、本山から戒名の付け方を指導・指示された経験は皆無であり、寺院ごとに在地の慣習を先代住職から受け継いで戒名を付けている。

## 6. 流産児や死産児に付けられた戒名の位号

表3によれば、「死産」、「死生」、「死胎(体、躰)分娩」、「流産」といった記録は、B 寺では 1884 年から、C 寺では 1825 年の 1 件を除くと 1882 年から、F 寺では 1892 年から、G 寺では 1890 年から、H 寺では 1895 年から現れる。流産や死産は、1880 年代から寺院「過去帳」に記録され始める。

他方、流産や死産の記録は A 寺と E 寺の「過去帳」から確認できない。D 寺と I 寺の「過去帳」にも流産や死産の記録は稀である。D 寺では 1890 年から、I 寺では 1892 年から流産や死産の記録が現れる。

流産児や死産児の戒名の付け方にも、このような寺院ごとの差異が確認できる。ここでは 1880 年代から流産や死産の記録が現れる点に着目したい。

明治 13 (1880) 年 7 月 14 日、東京府は、明治 9 (1876) 年に布達した甲 100 号の死亡届差出方順序を廃止して、甲 75 号で死亡届并埋葬證規則を定め、同年 8 月 1 日からこの規則を施行する旨を布達した[5]。

表2 寺院「過去帳」に記録されている戒名の位号別被葬者数(子供)

	A寺	B寺	C寺	D寺	E寺	F寺	G寺	H寺	I寺
童子、童男、童女、尼童子、禪童尼	918	368	673	742	447	682	1,141	542	632
孩子、孩兒、孩兒、孩女、孩亡	20	50	81	76	32	58	183	120	6
嬰子、嬰兒、嬰兒、嬰女、嬰亡	0	3	0	2	2	8	41	65	0
泡子、泡女、水子、胎兒	0	0	0	0	0	0	18	0	2

表3 死産、死生、死胎(体、躰)分娩、流産の場合に付けられた戒名の位号

	A寺	B寺	C寺	D寺	E寺	F寺	G寺	H寺	I寺
童子、童男、童女、尼童子、禪童尼	0	6	5	3	0	11	1	1	2
孩子、孩兒、孩兒、孩女、孩亡	0	11	15	0	0	26	4	12	2
嬰子、嬰兒、嬰兒、嬰女、嬰亡	0	0	0	0	0	5	1	.21	0
泡子、泡女、水子、胎兒	0	0	0	0	0	0	9	0	2

子供の死亡に関する死亡届并埋葬證規則の主要改正点は、第二條の「醫師及ヒ産婆ハ、妊婦三ヶ月以上ニシテ流産或ハ死胎分娩セシ者ハ、即時第二號雛形ノ届書ニ妊娠ノ月、流産或ハ死胎分娩ノ原因、月日等ヲ記入シ、調印ノ上其家人ニ與フヘシ。但、出産ノ後一旦呼吸シテ死セシ者ハ出産届ヲ為シ更ニ死亡届ノ手続ヲ為スヘシ。」、第四條の「流産三ヶ月以上或ハ死胎分娩ノ者ハ、醫師若クハ産婆ノ届書ヲ請求シテ郡區役所へ差出シ、埋葬免許證ヲ受ケテ之ヲ寺院住職又ハ墓地監者へ差出スヘシ。」、第八條の「埋葬免許證ナクシテ死者を埋葬スルヲ許サス。」、第九條の「寺院住職及ヒ墓地監者ハ埋葬免許證ヲ證トシテ埋葬セシムヘシ。」などである。

すなわち、東京府では、明治 13 (1880) 年から三ヶ月以上経た流産児や死産児についても医師か産婆の書いた死亡届を郡役所、区役所に提出することを義務づけ、郡区役所の埋葬免許證を寺院の住職に差し出さなければ埋葬できなくなつた。死亡届の提出先と埋葬免許證の発行元は、同年 7 月 22 日に区役所、あるいは戸長役場に改正された[6]。

南・北・西多摩郡が神奈川県から東京府に移管されるのは明治 26 (1893) 年である。東京府の死亡届并埋葬證規則と類似の法令が神奈川県でも施行されたのか不明であるため、ここでは、死亡届并埋葬證規則の施行を契機

として、南・北・西多摩郡においても流産児や死産児などに戒名を付けて埋葬し、「過去帳」に記録して供養する習慣が定着していく可能性を指摘するにとどめたい。

表 3 によれば、流産児や死産児には、5 章にあげた子供に付けられた位号の多くが現れる。そのため、戒名の位号にもとづいて流産児や死産児を判別するのは困難とみられる。

## 7. 戒名の位号と死亡年齢

死亡年齢が記録されている子供の被葬者のうち、戒名の位号が童子、童男、童女、尼童子、および禅童尼である者の約 1 割が流産、死産、周産期死亡、新生児死亡であり、およそ半数が生後 1 年以上経て死亡している(表 4)。したがって、童子・童女などは、流産児、死産児から 15 歳の子供にいたるまで幅広く付けられていた戒名の位号であったと解釈できる。

これに対して、死亡年齢が記録されている子供の被葬者のうち、戒名の位号が孩兒、孩兒、孩子、孩女、孩亡、嬰兒、嬰兒、嬰子、嬰女、嬰亡、泡兒、泡女、胎兒、および水子である者の 75% 以上は、流産、死産、または生後 1 ヶ月以内に死亡している(表 5, 6, 7)。したがって、このような位号は、原則として流産、死産、周産期死亡、新生児死亡児に付けられたものである可能性が高い。

表4 戒名の位号が童子、童男、童女、尼童子、禅童尼である被葬者の死亡年齢

	A寺	B寺	C寺	D寺	E寺	F寺	G寺	H寺	I寺
数え年2歳以下(1ヶ月未満)	64(15)	21(6)	14(6)	96(17)	0	38(18)	24(6)	102(15)	2(2)
数え年2歳~	66	27	17	75	0	26	33	63	0
年齢の記録なし	788	320	638	571	447	618	1,084	377	630

表5 戒名の位号が孩子、孩兒、孩兒、孩女、孩亡である被葬者の死亡年齢

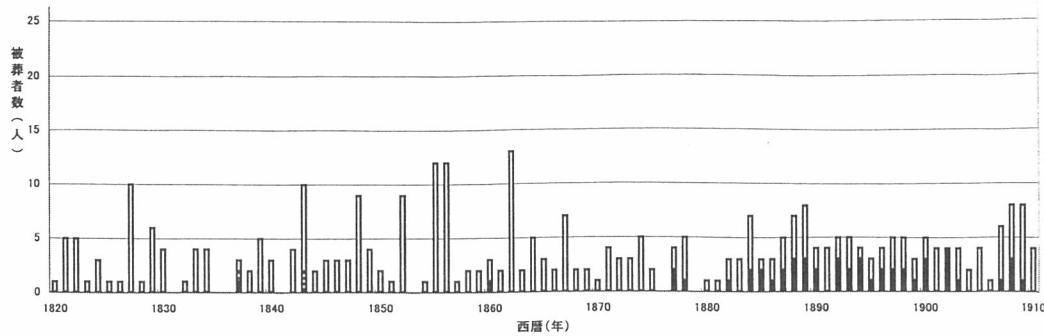
	A寺	B寺	C寺	D寺	E寺	F寺	G寺	H寺	I寺
数え年2歳以下(1ヶ月未満)	1(0)	20(15)	19(18)	0	0	48(42)	7(6)	49(37)	3(3)
数え年2歳~	0	0	0	0	0	0	0	2	0
年齢の記録なし	19	30	62	76	32	10	176	69	3

表6 戒名の位号が嬰子、嬰兒、嬰兒、婴女、婴亡である被葬者の死亡年齢

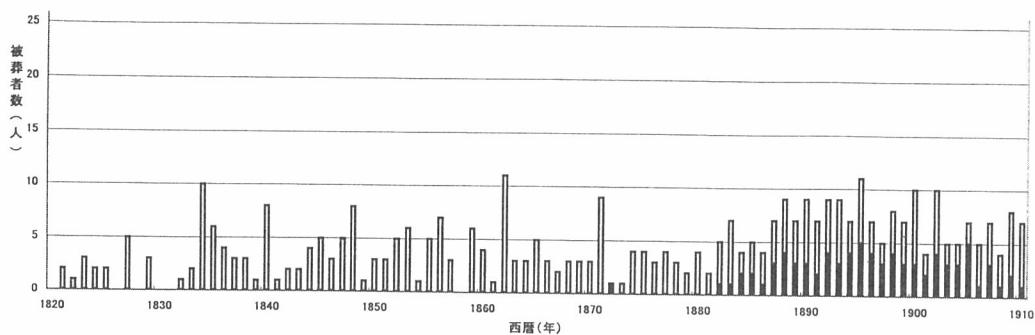
	A寺	B寺	C寺	D寺	E寺	F寺	G寺	H寺	I寺
数え年2歳以下(1ヶ月未満)	0	0	0	0	0	7(7)	3(3)	27(24)	0
数え年2歳~	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年齢の記録なし	0	3	0	2	2	1	38	38	0

表7 戒名の位号が泡子、泡女、水子、胎兒である被葬者の死亡年齢

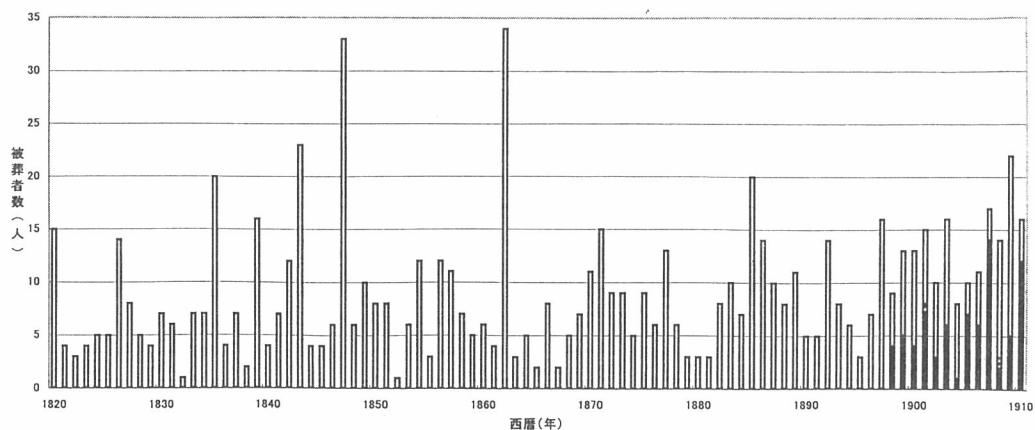
	A寺	B寺	C寺	D寺	E寺	F寺	G寺	H寺	I寺
数え年2歳以下(1ヶ月未満)	0	0	0	0	0	0	9(8)	0	2(2)
数え年2歳~	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年齢の記録なし	0	0	0	0	0	0	9	0	0



A) 下石原宿B寺



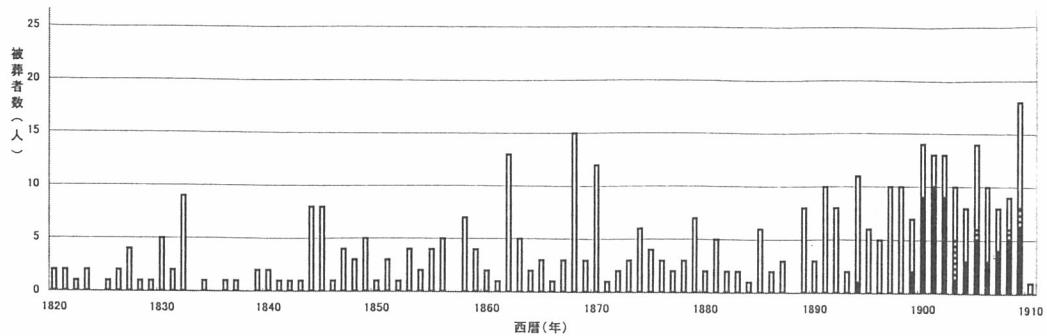
B) 五日市村C寺



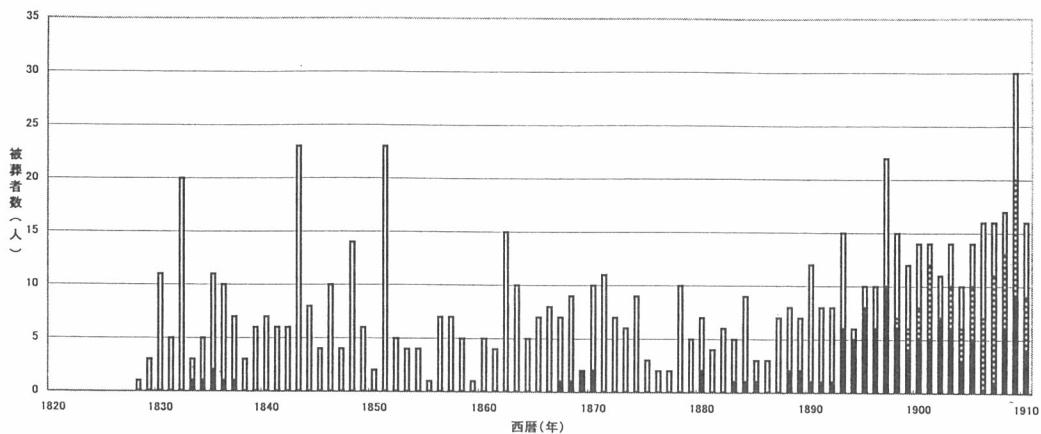
C) 千ヶ瀬村D寺

■ 童子・童男・童女・尼童子・禪童尼	■ 嬰兒・嬰子・嬰女・嬰亡・嬰兒
■ 孩兒・孩子・孩女・孩亡・孩兒	■ 泡兒・泡女・水子・胎兒

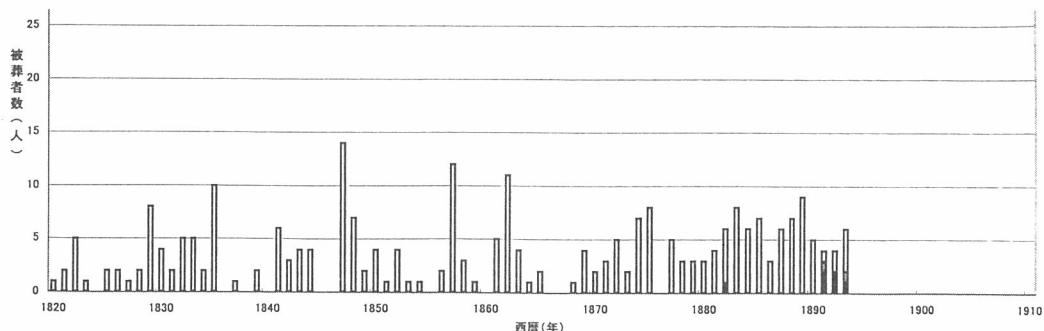
図2 戒名の位号別被葬者数：子供（1820-1910）



D) 羽村F寺



E) 羽村H寺



F) 福島村I寺

□ 童子・童男・童女・尼童子・禪童尼 □ 孩兒・孩子・孩女・孩亡・孩兒	□ 嬰兒・嬰子・嬰女・嬰亡・嬰兒 □ 泡兒・泡女・水子・胎兒
--	-----------------------------------

図2 戒名の位号別被葬者数：子供（1820-1910）

9カ寺のうちA寺、E寺、G寺以外の6カ寺では、孩児、孩兒、孩子、孩女、孩亡、嬰児、嬰兒、嬰子、嬰女、嬰亡、泡兒、泡女、胎兒、および水子といった戒名の位号は、明治13（1880）年以前の用例が稀である（図2）。死亡届并埋葬證規則の施行にともなって用例が増加した。とくに、三多摩が神奈川県から東京府に移管された明治26（1893）年以降、頻出するようになった。したがって、流産児や死産児などを埋葬して、孩児、孩兒、孩子、孩女、孩亡、嬰児、嬰兒、嬰子、嬰女、嬰亡、泡兒、泡女、胎兒、水子といった戒名の位号を付け、「過去帳」に記録して供養する習慣は、明治13（1880）以前には常態ではなかった可能性があり、規則改正にともなって次第に定着していったとみられる。

## 8. おわりに

本研究では、牛痘種痘法の普及が進んだ武藏国多摩郡では、天然痘による子供の死亡数が1860年代から減少したという作業仮説を検証するため、子供の死亡数を寺院「過去帳」から復原することを目指している。すなわち、寺院「過去帳」に記録されている子供の被葬者から、天然痘に罹患することの稀な流産・死産・周産期死亡・新生児死亡を除外することができれば、寺院「過去帳」を用いて牛痘種痘法の普及にともなう子供の死亡数の変化を復原する可能性が拓かれる。

本稿では10寺院の「過去帳」にもとづいて「過去帳」分析システムを構築し、子供の被葬者に付けられた戒名について吟味した。検討の結果、流産や死産についても死亡届の提出を東京府が義務付けた明治13（1880）年7月の死亡届并埋葬證規則の施行にともない、流産児や死産児などに孩児、孩兒、孩子、孩女、孩亡、嬰児、嬰兒、嬰子、嬰女、嬰亡、泡兒、泡女、胎兒、水子といった戒名の位号を付けて「過去帳」に記録する習慣が定着していったという作業仮説を提案した。

今後の課題として以下の点が残されている。  
①「過去帳」データベースの規模拡大。  
②「過去帳」分析プログラムの充実。  
③南・北・西多摩郡が明治26（1893）年に東京府に移管されるまで所属していた神奈川県における死亡届や埋葬免許證といった関連法規の蒐集。  
④幕末期から明治期における流産児や死産児などの葬送儀礼の変容に関する民俗調査。

## 謝辞

DANJURO ver.3.0 の構築にあたり、2003～2005年度・科学研究費補助金・基盤研究C（課題番号 15500161、研究課題：寺院「過去帳」分析システムの構築、研究代表者：川口洋）、2003～2005年度・日本私学振興共済事業団・学術研究振興資金（研究課題：「過去帳」分析システムの構築、研究代表者：川口洋）、および2003～2005年度・帝塚山大学・特別研究費の補助を受けた。貴重な史料の閲覧を快諾された寺院には、改めて深謝申し上げたい。

## 参考文献

- [1] 川口洋:牛痘種痘法導入期の武藏国多摩郡における疱瘡による疾病災害、歴史地理学、Vol.43, No.1, 2001, pp.47-64.
- [2] Kawaguchi Hiroshi: From the faith cure activities to the vaccination, the first step to the decrease of the child deaths in the 19th century, Japan, paper prepared for the Sixth European Social Science History Conference, 2006 in Amsterdam, the Netherlands.
- [3] 伊藤繁「戦間期の日本人口」（日本人口学会編『人口大辞典』培風館、2002, p.109).
- [4] 川口洋・上原邦彦・日置慎治:寺院「過去帳」データベースの構築、情報処理学会：人文科学とコンピュータシンポジウム論文集、2004, pp.59-66.
- [5] 東京都『東京市史稿 市街編六十三』1971, pp.624-628.
- [6] 東京都『東京市史稿 市街編六十三』1971, pp.629.